

【2025和光市民まつり 模擬店参加申込要領】



● 開催日時・場所

令和7年11月9日(日) 9:30～15:30 和光市役所周辺

● 準備・販売終了時間

準備開始 8:00～または8:30～(搬入は2部制です。時間が決まり次第ご案内します)
販売終了 15:00(まつり終了までの30分で販売を完全に終わってください)

● 参加資格

- ① 市内在住または在勤者で構成される団体あること。
- ② 市外在住または在勤者で構成される団体で、キッチンカーによる飲食出店を行うこと。
- ③ 実行委員会に属する団体の推薦があること。

※ 審査の結果、出店が否となった団体・グループは出店できません。結果は後日通知いたします。

● 推薦が受けられる団体

申込書の「推薦欄」に、下記のいずれかの**団体の長**から推薦をもらってからお申し込みください。どこから推薦を受ければいいのかや、各団体の連絡先は事務局へご相談ください。

なお、市外在住・在勤として出店する方は、**和光市商工会からの推薦のみ**といたします。

No.	団体名	No.	団体名	No.	団体名
1	和光市コミュニティ協議会	7	和光市文化団体連合会	13	和光市農産物共進会
2	和光市自治会連合会	8	和光市消費者団体連絡会	14	あさか野農業協同組合
3	和光市社会福祉協議会	9	和光市スポーツ協会	15	和光市農業後継者倶楽部
4	和光市地域青少年を育てる会連合会	10	和光市スポーツ推進委員連絡協議会	16	和光市PTA・保護者会連合会
5	和光市婦人会	11	和光市商工会	17	公益財団法人 和光市文化振興公社
6	JAあさか野女性部	12	朝霞青年会議所	18	渡和の会

● 参加条件

- ① 市民まつりの趣旨に合うこと(市民のふれあいの場・連帯感の醸成、歴史と文化への理解等)
- ② 実行委員会の指示に従うこと
- ③ 環境に配慮した製品(紙・エコカップ等)の容器を使用すること(容器は各参加団体が準備)
- ④ 市民まつりのPR(ポスター等の配布)や会場清掃など、運営に協力すること
- ⑤ ゴミは必ず持ち帰ること
- ⑥ 調理や販売員の他、列整理の用員を必ず入れること

● 参加協力金

出店者の区分		1区画(※1)	備品追加料	電気使用の追加料
販売する団体	うち福祉関連団体(※2)	¥10,000	机 ¥2,000/台 イス ¥500/脚	¥5,000
	上記以外	¥20,000		
販売しない団体		¥3,000		

※1 1団体あたり、テント1張(幅3.6m×奥行2.7m×高さ2m)に加え、机(幅1.8m×奥行0.6m)2台、イス4脚を含む。

※2 社会福祉法人やNPO等、児童や高齢者福祉などに関わる活動を行っている団体で、社会福祉協議会から推薦を受けた団体を見なします。

● 参加に係る補足

- ① 想定数を越えた申込件数があった場合は、抽選となります。(キッチンカーにおいては市内優先とします)
- ② テント・机・イス・発電機の持ち込みは禁止です。
- ③ メ切後に出店内容を変えることはできません。

● 販売上限価格

飲食物 1,000円、それ以外は市民まつり実行委員会で審査・許可。

● 募集期間

令和7年7月7日(月)8:30～同年8月4日(月)17:15

厳守(持参)

● 主催

和光市民まつり実行委員会

● 申込、問い合わせ先

和光市民まつり実行委員会事務局(和光市役所 市民活動推進課)
TEL:048-424-9113 E-MAIL:c0200@city.wako.lg.jp
FAX:048-464-2090

【申込書記入に関する諸注意】

1 パンフレットへの掲載内容

パンフレットには「団体名」と「出店内容」が載ります。内容は**25字以下**でまとめてください。

例『地元野菜を使ったとん汁やポップコーン等』など

2 出店内容・販売品目・販売価格

- 販売を行う団体は、申込書と合わせて「販売品目一覧」もご提出ください。
- 価格によっては実行委員会の審査により認められない場合があります（上限価格に注意）。
上限価格・・・飲食物1,000円、それ以外は実行委員会で審査・決定
- 申込内容と当日の内容が異なっていた場合は違反と見なし、即刻退去させ、翌年以降の参加も認めません。

3 追加備品

1団体あたり1区画、テント1張・机2台・イス4脚が初期配置品となり、机・イスの追加が欲しい場合はその希望数をご記入ください。

4 電気の使用

電気使用団体は、当日の使用機材に加え暖房器具等も含めてご申請ください。また、申請になかった機材は当日使用できません（事前申請のあったW数に合わせた発電機を手配しているため、超過すると近隣テントの電気まで止まってしまう迷惑となるので**厳禁**です）。

5 水の使用

水を使用する団体は、要・不要を記入し、要の場合その用途を記入してください。

6 火気・加熱器具の使用

朝霞地区一部事務組合火災予防条例により、火気・加熱器具を使用する模擬店は通常の消火器の準備が必須です。「住宅用消火器」の記載があるもの・消火スプレー缶は認められません。

また、消防署への「露店等の開設届出者」提出の際に火気種類が必要となりますので、必ずご記入ください。

火気器具：液体燃料、固形燃料、気体燃料、電気加熱器具全般、ガスコンロ、ストーブ、ハロゲン など

対象外：電気ポット、ドライヤー、わたあめ機械、電気炊飯器、ポップコーン機、ホットプレート、蒸し器 など

7 油の使用

油を使用する団体は、使用の是非及び用途の記入が必要です。また、誓約書の4をお読みいただき、遵守してください。

8 団体の概要

まつり実行委員会での参加可否審査の参考とするため、団体の概要説明、特に**初参加の団体は詳しく**ご記入ください。

【出店に係る誓約内容】

1. 容器は環境に配慮した製品（紙・エコカップ等）を自ら用意して使用します。
2. 販売品目及び価格並びに非販売物（展示等）は、事前に実行委員会に申請し認められたもののみとします。
3. 所定時間外での搬入出、開始前及び終了後の活動（調理・販売・配付等一切の活動）は行いません。また、終了後は速やかに片付け、開催途中で終了しないよう配慮します。
4. 使用する区画内及び周辺は汚れや破損がないように注意・適宜清掃し、ゴミや売れ残り等は全て持ち帰ります。また、油などで汚してしまうおそれのある場合はシートを敷く等、大量の油をこぼしても絶対に地面を汚さない対策をし、汚した場合は自分たちで責任をもって清掃します。
5. 保健所の指導で販売できない物、エアガン等危険な物、射幸心を煽るようなものは扱いません。その他、実行委員会から禁止の指示があったものは扱いません。
6. 子どもから大人まで楽しめる適正な販売金額を設定し、営利を目的とした行為はしません。
7. 事前説明会に当日参加者1名以上が出席します。また、注意事項を参加者全員に周知します。

模擬店参加団体説明会 9月1日(月)【1回目】14:00～【2回目】19:00～ ※予備日9/8(月) 同時間

8. まつりのポスター掲示やパンフレット配布などのPR活動、その他可能な限り運営に協力します。

申し込む団体は、遵守事項を読んで理解の上署名し、また、当日の参加者全員に周知してください。違反行為があった団体は即刻市民まつりの参加を取り消し、翌年以降のまつりへの参加を認めません。

特に時間について、近年、市役所周辺道路で搬入待ち車両が列を作り一般通行車両の妨げになったこと、搬入出許可書を忘れたのにも関わらず強引に警備を通ろうとした者、他の搬出車両が入ってきても販売終了時間を守らず、来場者に危険が及ぶ可能性があったこと等の問題が起きており罰則を強化しております。時間厳守をしない団体については、次年度以降の**出店不許可**を検討しますので、ご注意ください。